

鳥取市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第19号

鳥取市水道事業給水条例の一部を改正する条例

鳥取市水道事業給水条例（昭和48年鳥取市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項第1号中「8,000円」を「10,000円」に改め、同項第3号中「1,500円」を「2,400円」に、「2,300円」を「5,000円」に、「3,600円」を「7,200円」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「800円」を「1,600円」に、「1,200円」を「3,400円」に、「1,600円」を「4,800円」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第7条第1項の指定を受けた者が、その有効期間の満了に伴い指定の更新をするとき。

1件につき 10,000円

第35条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第32条第1項第1号の改正規定、同項第2号の改正規定中「800円」を「1,600円」に、「1,200円」を「3,400円」に、「1,600円」を「4,800円」に改める部分及び同項第3

号の改正規定中「1,500円」を「2,400円」に、「2,300円」を「5,000円」に、「3,600円」を「7,200円」に改める部分は、令和2年4月1日から施行する。